

米子市議会の議員が長期欠席をした場合等における議員報酬  
及び期末手当の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、米子市議会の議員（以下単に「議員」という。）の職責及び米子市議会への市民の信頼の確保に鑑み、議員が長期欠席をした場合等における議員報酬及び期末手当に関し、米子市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年米子市条例第43号。以下「特別職給与条例」という。）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市議会の会議等 次に掲げるものをいう。

ア 米子市議会の定例会及び臨時会の本会議

イ 米子市議会委員会条例（平成17年米子市条例第206号）の規定により設置する委員会（オにおいて「委員会」という。）の会議

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項の規定に基づき設けられる場

エ 地方自治法第100条第13項の規定に基づく議員の派遣

オ 委員会による審査又は調査のための委員の派遣

(2) 長期欠席 療養その他の事由により、90日を超えて市議会の会議等に欠席すること又は応じないことをいう。

(長期欠席に係る届出)

第3条 議員は、長期欠席をすることとなったときは、遅滞なく、その旨を議長に届け出なければならない。この場合において、当該議員が自ら届け出ることができないときは、当該議員の親族又は当該議員から委任を受けた者が届け出ることができる。

2 長期欠席をしている議員は、市議会の会議等に出席し、又は応じることができるとなったときは、その旨を議長に届け出なければならない。

3 議長は、前2項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、当該届出をした議員に対し、医師の診断書等の提出を

求めることができる。

（議員報酬の減額）

第4条 議員が長期欠席をした場合において当該議員に対して支給する議員報酬の額は、特別職給与条例の規定により当該議員に対して支給されるべき議員報酬の額から、当該額に、次の表の左欄に掲げる長期欠席期間（長期欠席として最初に市議会の会議等に欠席し、又は応じなかった日から同日後に最初に市議会の会議等に参加し、又は応じた日の前日までの期間をいう。以下同じ。）の区分に応じ同表の右欄に定める割合（以下「減額割合」という。）を乗じて得た額を減じた額とする。

長期欠席期間	減額割合
90日を超え180日以内の期間	100分の20
180日を超え365日以内の期間	100分の30
365日を超える期間	100分の50

- 2 前項の規定により議員報酬を減額する期間は、長期欠席期間の初日から当該長期欠席期間の末日までとする。
- 3 前2項の規定は、長期欠席をした議員がその資格を失い長期欠席期間の初日の属する月に当該議員に対して支給されるべき議員報酬がない場合には、適用しない。
- 4 第1項の規定により議員報酬を減額する場合において、これを減額する期間に1か月に満たない月があるとき、又は当該期間内にある月の初日から末日までの間に減額割合が異なる長期欠席期間があるときは、これらの月の議員報酬の額は、これらの月の現日数を基礎として日割りにより計算する。
- 5 第1項の規定により議員報酬を減額する場合において、同項の規定による減額前の議員報酬が既に支給されているときは、当該議員報酬の支給を受けた議員は、当該議員報酬の額と同項の規定により減額して支給されることとなる議員報酬の額との差額に相当する額を返納しなければならない。

（期末手当の減額）

第5条 議員が長期欠席をした場合において、6月1日及び12月1日（

以下これらの日を「基準日」という。)以前6か月以内の期間に前条第1項の規定により議員報酬を減額する期間があるときは、当該議員に対して支給する期末手当の額は、特別職給与条例の規定により当該議員に対して支給されるべき期末手当の額から、当該額に、同項の表の左欄に掲げる長期欠席期間の区分に応じ同表の右欄に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。

- 2 前項の規定により期末手当を減額する場合において、基準日以前6か月以内の期間に減額割合が異なる長期欠席期間があるときの期末手当の額は、これらの減額割合のうち最も高いものを適用して計算する。

(長期欠席期間からの除外)

第6条 議員が次に掲げる事由により市議会の会議等に欠席する場合又は応じない場合には、当該欠席する期間又は応じない期間(第2号に掲げる事由により市議会の会議等に欠席する場合又は応じない場合には、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間に限る。)は、長期欠席期間に含まないものとする。

- (1) 公務上の災害又は通勤による災害(いずれも米子市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成17年米子市条例第39号)第3条第2項の規定により公務又は通勤により生じたものであると認定されたものに限る。)を受けたこと。
- (2) 妊娠し、又は出産したこと。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者(同法第6条第11項に規定する無症状病原体保有者をいう。)となったこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前3号に掲げる事由に準ずる事由として議長が認めるもの

(議員報酬の支給停止)

第7条 議員が、刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分を受けたときは、当該処分を受けた日から当該処分を解かれた日までの期間(次項において「逮捕等の期間」という。)に

係る議員報酬の支給を停止する。

- 2 前項の規定により議員報酬の支給を停止する場合において、その停止に係る逮捕等の期間に1か月に満たない月があるときは、その支給を停止する議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りにより計算する。

(期末手当の支給停止)

第8条 議員が、基準日以前6か月以内の期間において前条第1項の規定により議員報酬の支給を停止された場合であつて、基準日において、なおその支給の停止が継続しているとき又は保釈により当該支給の停止が解除され、判決が確定していないときは、期末手当の支給を停止する。

(停止されていた議員報酬及び期末手当の支給)

第9条 第7条第1項及び前条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、その支給の停止に係る刑事事件について次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その該当することとなった日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)の議員報酬の支給日に支給する。当該支給の停止後に議員の職を離れた者についても、同様とする。

- (1) 公訴を提起しない処分があつたとき。
- (2) 無罪の判決が確定したとき。

(停止されていた議員報酬及び期末手当の不支給)

第10条 第7条第1項及び第8条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、その支給の停止に係る刑事事件について有罪の判決が確定したときは、これを支給しない。この場合において、これらの規定により支給を停止することとされた議員報酬又は期末手当が既に支給されているときは、当該議員報酬又は期末手当の支給を受けた議員は、これを返納しなければならない。

(出席停止期間の議員報酬及び期末手当の不支給)

第11条 議員が、地方自治法第135条第1項第3号の一定期間の出席停止の懲罰を科せられたときは、当該出席停止の期間(次項及び第3項において「出席停止期間」という。)に係る議員報酬及び期末手当を支給しない。

- 2 前項の規定により支給しないこととする議員報酬の額は、各月における出席停止期間の日数に応じて、当該出席停止期間の属する月の現日数を基礎として日割りにより計算する。
- 3 第1項の規定により支給しないこととする期末手当の額は、基準日以前6か月以内の期間における出席停止期間の日数に応じて、当該出席停止期間の属する当該基準日以前6か月以内の期間の現日数を基礎として日割りにより計算する。
- 4 第1項の規定により支給しないこととされた議員報酬又は期末手当が既に支給されているときは、当該議員報酬又は期末手当の支給を受けた議員は、これを返納しなければならない。

(改選後において支給される期末手当)

第12条 任期満了その他の事由により議員の改選が行われ、再び議員の資格を得た者(第8条の規定が適用される者に限る。)に対して新たに支給される期末手当については、この条例の規定は、適用しない。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日(附則第5項において「施行日」という。)以後に支給する議員報酬及び期末手当について適用する。
- 3 この条例の施行の際現に長期欠席をしている議員に対して議員報酬を支給する場合における第4条第2項の規定の適用については、同項中「長期欠席期間の初日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。
- 4 この条例の施行の際現に刑事事件の被疑者又は被告人として第7条第1項の処分を受けている議員に対して議員報酬を支給する場合における同項の規定の適用については、同項中「当該処分を受けた日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。
- 5 この条例の施行の際現に地方自治法第135条第1項第3号の一定期間の出席停止の懲罰を科せられている議員について、第11条の規定を適用する場合には、同条第1項の出席停止の期間並びに同条第2項及び第3項の出席停止期間(同条第1項に規定する出席停止期間をいう。)

には、施行日前の期間を含まないものとする。